

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【公表番号】特表2012-513371(P2012-513371A)

【公表日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2012-023

【出願番号】特願2011-543528(P2011-543528)

【国際特許分類】

C 03 B 19/06 (2006.01)

C 03 C 12/00 (2006.01)

C 03 C 10/00 (2006.01)

C 03 B 32/02 (2006.01)

【F I】

C 03 B 19/06 A

C 03 B 19/06 D

C 03 B 19/06 C

C 03 B 19/06 B

C 03 C 12/00

C 03 C 10/00

C 03 B 32/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月5日(2012.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成形可能な物品であって、

第1の材料からなる第1の障壁と、前記第1の障壁内の内部空間とを含む第1の容器と、

前記内部空間内に収容され、第1のガラス転移温度及び第1の結晶化開始温度を有する第1のガラスを含む、複数の第1のガラス粒子であって、前記複数の第1のガラス粒子は第1の成形温度で成形可能であり、前記第1のガラス転移温度と前記第1の結晶化開始温度との間の差異は、少なくとも約5°C(-268°C)であり、前記第1のガラスは、少なくとも2つの金属酸化物、0~20重量%未満のSiO<sub>2</sub>、0~20重量%未満のB<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、及び0~40重量%未満のP<sub>2</sub>O<sub>5</sub>、を含む組成を有する、複数の第1のガラス粒子と、を含み、

前記第1の材料は、前記第1の成形温度未満の第1の分解温度を有する、物品。

【請求項2】

第2の材料からなる第2の障壁と、前記第2の障壁内の第2の内部空間とを含む、第2の容器であって、全体が前記第1の容器の前記内部空間内にある、第2の容器と、

前記第2の内部空間内に収容される複数の第2のガラス粒子であって、前記複数の第2のガラス粒子及び前記複数の第1のガラス粒子が、互いに分離されていて、前記複数の第2のガラス粒子は第2のガラスを含み、かつ第2の成形温度で成形可能である、複数の第2のガラス粒子と、を更に含む、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

成形可能な物品を作製する方法であって、

第1のレセプタクルの中に複数の、第1のガラス転移温度及び第1の結晶化開始温度を有する第1のガラスの粒子を配置する工程であって、前記複数の第1のガラスの粒子は第1の成形温度で成形可能であり、前記第1のガラス転移温度と前記第1の結晶化開始温度との間の差異は、少なくとも約5<sup>°</sup>K(-268)であり、前記第1のガラスは、少なくとも2つの金属酸化物を含む組成を有する、工程と、

前記第1のガラスの粒子から、捕捉された水分を除去する工程と、

第1の障壁を含む第1の容器を形成するために前記第1のレセプタクルを密封する工程であって、前記第1の障壁は内部空間を画定し、前記複数の第1の微小粒子は、前記内部空間の少なくとも一部を占有し、前記内部空間は、実質的に水を含まず、前記第1の障壁は、前記第1の成形温度より低い第1の分解温度を有する第1の材料を含む、工程と、を含む、方法。